(c)　人道及び医療物資並びに人道機関及び要員の安全な通過を確保すること
(d)　あらゆる形態での報道規制を即時に解除すること

3　全ての加盟国に対し、同国からの退去を希望する外国人の避難にできる限り協力するよう要請する。

国際刑事裁判所への付託

4　リビアにおける二千十一年二月十五日以降の事態を、国際刑事裁判所の検察官に付託することを決定する。

5　リビア当局は、この決議に従って国際刑事裁判所及びその検察官に対し十分に協力し、あらゆる必要な援助を提供することを決定し、また、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国でない国は同規程の下でいかなる義務をも負わないことを認識しつつ、全ての国並びに関係する地域機関及びその他の国際機関に対し、国際刑事裁判所及びその検察官と十分に協力するよう要請する。

6　リビア以外の国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国でない国の国民、現在の若しくは元の職員又は要員は、リビアにおいて理事会が設立又は許可する活動から生じる、又はその活動と関係する全ての作為又は不作為について、当該国の排他的管轄権に服することを決定する。ただし、当該国がそのような排他的管轄権を明示的に放棄する場合を除く。

7　国際刑事裁判所の検察官に対し、この決議に従いとった措置について、この決議の採択から二か月以内及びその後は六か月ごとに、安全保障理事会に報告するよう招請する。

8　この付託と関係する捜査又は訴追と関係する経費を含め、付託と関連して要したいかなる経費も国際連合が負担することはなく、そのような経費は国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国及び自発的に貢献することを希望する国が負担することを認識する。

武器禁輸

9　全ての加盟国は、リビアに対する自国の領域からの若しくは自国の領域を通じた、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは自国に登録された航空機の使用による全ての種類の武器及び関連物資（武器及び弾薬、軍用の車輌及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。）並びに軍事的活動又はいかなる武器及び関連物資の提供、維持若しくは使用に関連する技術援助、訓練、資金又はその他の援助（武装傭兵要員（自国の領域の出身であるか否かを問わない。）の提供を含む。）の直接若しくは間接の供給、販売又は移転を防止するために必要な措置を直ちにとることを決定し、さらに、この措置が次のいずれにも適用されないことを決定する。

(a)　人道的な又は防護的な使用のみを目的とする非殺傷的な軍用装備の供給又は関連する技術援助又は訓練であって、下記24の規定により設立された委員会（以下「委員会」という。）において事前に承認されたもの
(b)　国際連合要員、報道機関の代表並びに人道及び開発事業の要員並びにこれらの事業に関係する要員が個人的使用に限ってリビアに一時的に輸出する防護服（防弾衣及び軍用ヘルメットを含む。）
(c)　その他の武器及び関連物資の販売若しくは供給又は援助若しくは要員の提供であって、委員会において事前に承認されたもの

10　リビアは、全ての武器及び関連物資の輸出を停止すること、また、全ての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは自国に登録された航空機の使用によるリビアからのそのような品目（リビアの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。

11　全ての国、特にリビアの近隣国に対し、当該貨物がこの決議の9又は10の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、リビア向け及びリビアからの全ての貨物を検査することを要請する。

12　全ての加盟国が、この決議の9又は10の規定により禁止される品目を発見した場合、この決議の9又は10の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、破壊すること、使用し得ない状態にすること、保管すること又は処分を目的として仕出国若しくは仕向国以外の国へ当該品目を移転すること等を通じて押収及び処分することを認め、また、全ての国がこれを行うことを決定し、さらに、全ての国がそのような努力に協力することを決定する。

13　いかなる加盟国も、上記11の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠、当該検査の結果及び協力が得られたか否かの説明が含まれた書面による最初の報告を速やかに委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目の仕出地及び意図された仕向地を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

14　加盟国に対し、自国民が、リビア当局の代理として、人権侵害に合理的に寄与し得る活動に参加するためにリビアに渡航することを防止するよう慫慂する。

渡航禁止

15　全ての加盟国は、この決議の別添附属書Ⅰに掲載された、又は委員会によって指定された個人が自国の領域に入ること又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

16　上記15の規定により課される措置は、次の場合には適用しないことを決定する。

(a)　委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような渡航が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合
(b)　入国又は通過が司法上の手続の実施のために必要である場合
(c)　委員会が、適用除外によりリビアにおける平和及び国民和解並びに地域の安定という目的が達成されると個別の案件に応じて決定する場合
(d)　ある国が、そのような入国又は通過がリビアの平和と安定を前進させるために求められることを個別の案件に応じて決定し、その後、当該国が委員会に対して、そのような決定を行ってから四十八時間以内に委員会に通知する場合

資産凍結

17　全ての加盟国は、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であって、この決議の別添附属書Ⅱに掲載された、又は委員会によって指定された個人若しくは団体により、又はそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的若しくは間接的に所有され、又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定する。さらに、全ての加盟国は、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する、この決議の別添附属書Ⅱに掲載された個人若しくは団体、又は委員会によって指定された個人により、それらの個人及び団体のため若しくはその利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

18　17の規定に基づいて凍結された資産が、その後の段階で、リビアの市民が利用可能となるよう、また、同国の市民の利益のために利用可能となるよう確保するとの理事会の意図を表明する。

19　上記17の規定により課される措置は、関係する加盟国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。

(a)　食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの、又は国内法に基づく法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び発生した費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及